

# 懲戒処分 の 指 針

福 井 県 教 育 委 員 会  
平成18年 4月1日制定  
平成18年11月1日一部改正  
令和 2年 4月1日一部改正  
令和 2年 6月1日一部改正  
令和 3年 4月1日一部改正  
令和 4年 4月1日一部改正  
令和 6年 4月1日一部改正

## 1 基本事項

(1) この懲戒処分の指針（以下「指針」という。）は、県立学校の教職員、市町立学校の県費負担教職員ならびに県教育委員会の事務部局および学校以外の教育機関に勤務する職員（以下「教職員」という。）を対象とする。

(2) この指針は、代表的な違法行為や教職員としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）における標準的な処分例を掲げたものである。したがって、具体的な処分の量定に当たっては、

- ア 計画性
- イ 常習性
- ウ 非違行為後の対応（本人の反省度）
- エ 日ごろの勤務態度
- オ 教職員としての将来性

等を総合的に勘案して判断するものとする。

ただし、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外とすることもあり、また複数の非違行為に該当する場合は、標準例より更に重い処分とすることもある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる処分を参考に判断するものとする。

## 2 標準例

(1) 児童生徒等に対する非違行為関係

### ①児童生徒性暴力等

ア 児童生徒等に対し、次に掲げる行為をした場合は、免職とする。

(ア) 児童生徒等に性交等を行うことまたは児童生徒等をして性交等をさせること。

- (イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすることまたは児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記（ア）に掲げるものを除く。）。
- (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪または性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（上記（ア）（イ）に掲げるものを除く。）。
- (エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、もしくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事または児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記（ア）から（ウ）に掲げるものを除く。）。
- a 衣服その他の身に着ける物の上からまたは直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
  - b 通常衣服で隠されている人の下着または身体を撮影し、または撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、もしくは設置すること。
- イ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした場合は、免職、停職、減給または戒告とする（上記アの（ア）から（エ）に掲げるものを除く。）。
- 注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童または生徒ならびに18歳未満の者をいう。
- 注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。
- 注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。

## ②体罰・不適切な指導

- ア 児童・生徒に対し、体罰を加えることにより、死亡させ、または重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合は、原則として免職とする。
- イ 児童・生徒に対し、体罰を加えることにより、傷害を負わせた場合は、停職または減給とする。
- ウ 児童・生徒に対し、体罰を加えた場合は、減給または戒告とする。
- エ 児童・生徒に対し、暴言等不適切な指導を行い、精神的苦痛を与えた場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

(2) 一般服務関係および公務外非行関係等

①交通事故・交通違反

ア 酒酔い運転（酒気帯び運転を含む。）

（ア）酒酔い運転による人身事故を起こした場合は、原則として免職とする。

（イ）（ア）以外で酒酔い運転をした場合は、免職または停職とする。

（ウ）酒酔い運転をしていることを知りながら同乗し、または運転することとなるおそれがある者に対し飲酒を勧めた場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

イ 酒酔い運転以外

（ア）人身事故を起こした場合は、免職、停職、減給または戒告とする。

（イ）その他の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合は、停職、減給または戒告とする。

ウ 上記の場合において、事故後に必要な措置を講じなかったときは、処分量定が加重される場合がある。

②わいせつ行為等（(1) ①に掲げるものを除く。）

ア 不同意性交等、不同意わいせつ、痴漢行為、のぞき・盗撮、ストーカー行為その他の法令に違反するわいせつな行為を行った場合は、免職、停職または減給とする。

イ （ア）以外で他の者を不快にさせる性的な言動をした場合は、停職または減給とする。ただし、その行為を繰り返すなど、特に悪質なときは、免職とする。

③パワー・ハラスメント等

ア パワー・ハラスメント等（ハラスメントの防止に関する指針（平成 22 年 7 月 1 日福井県教育委員会制定）に規定するパワー・ハラスメントおよび妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的または身体的苦痛を与えた職員は、停職、減給または戒告とする。

イ パワー・ハラスメント等を行ったことについて、指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメント等を繰り返した職員は、停職または減給とする。

ウ パワー・ハラスメント等を行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職または減給とする。

#### ④勤務態度不良

勤務時間中（学校行事のため児童・生徒を校外に引率する場合を含む。）の飲酒等、勤務態度不良な行為をした場合は、減給または戒告とする。

#### ⑤秘密漏えい等

ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、免職または停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合は、免職とする。

イ 具体的に命令され、または注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏れいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は、停職、減給、または戒告とする。

ウ 児童・生徒などに係る重要な個人情報、重大な過失により紛失し、または盗難に遭った場合は、減給または戒告とする。

エ 職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合は、減給または戒告とする。

#### ⑥政治的行為の制限違反

ア 地方公務員法第36条第1項または第2項もしくは教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、減給または戒告とする。

イ 地方公務員法第36条第3項または教育公務員特例法第18条第1項の規定に違反して政治的行為を行うよう教職員に求める等の行為をした場合は、停職または減給とする。

ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職または停職とする。

エ 公職選挙法第137条の規定に違反して学校の児童生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をした場合は、免職または停職とする。

#### ⑦公金取扱い

##### ア 横領

公金を横領した場合は、免職とする。

##### イ 公金不適切処理

公金の不適切な処理をした場合は、減給または戒告とする。

#### ⑧その他の非行

公務内外において上記以外の非違行為をした場合は、(1) ①から③およ

び（２）①から⑦までの処分基準の例により、免職、停職、減給または戒告とする。

#### ⑨監督責任

##### ア 公務内における非違行為

所属教職員が公務内における非違行為により懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適切さを欠いていた管理職員は、停職、減給または戒告とする。

##### イ 公務外における非違行為

所属教職員が公務外における非違行為により懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適切さを欠いていた管理職員は、減給または戒告とする。